



## 職務著作の成否

(オートバイレース写真撮影事件)

水戸地裁龍ヶ崎支部平成21年6月26日判決(平成20年(ワ)第52号)

知財高裁平成21年12月24日判決(平成21年(ネ)第10051号)

弁護士 保坂理枝

### 第1 事案の概要

本件は、オートバイレース参加者の走行中の写真(以下「本件写真」と総称する。)を撮影し、本件写真をレース終了後即時に販売する事業(以下「本件写真販売事業という。」)を行っていた法人の依頼を受けて本件写真を撮影していたフリーのカメラマンが、当該法人に対し、オートバイレース主催者への本件写真のホームページ及びポスター等への掲載許諾につき、本件写真にかかる著作権(複製権及び譲渡権)並びに著作者人格権(公表権、指名表示権及び同一性保持権)の侵害を理由として、損害賠償を請求した事件である。

### 第2 本件の争点

本件の主たる争点は以下の3点である。

- ① 本件写真は一審被告(本件写真販売事業を営む法人をいう。以下同じ。)のために作成された職務著作であるか
- ② 一審原告(上記カメラマンをいう。以下同じ。)は、一審被告が本件写真の電子データを各大会主催者に交付し、そのホームページ等においてこれを利用することを許諾していたか
- ③ 損害額

本レジュメにおいては、上記の各争点のうち、主に①について紹介する。

### 第3 職務著作

#### 1 要件

著作権法上の職務著作(法人著作)の要件は以下の通りである<sup>1</sup>。

- (i) 法人等の発意に基づくものであること

<sup>1</sup> 著作権法第15条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

- (ii) 法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること
- (iii) 法人等が自己の名義で公表するものであること
- (iv) 作成時の契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

(1) 法人等の発意に基づくものであること(i)

法人の発意に基づくものであるといえるためには、著作物の作成の前段階で法人等のイニシアチブが示される必要があるとの見解もあるが、一般的には、著作物の作成段階の如何を問わず、法人等の意思の発現があれば足りると解されている。また、使用者が作成対象につき具体的な指示を与えていなくとも、職務の性質に照らして使用者が当然にその著作物の作成を期待しているといえる場合にはこれを満たすと解されている（作花文雄「著作権法 基礎と応用」78頁）。

(2) 法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること(ii)

法人等の業務に従事する者とは、必ずしも法人等と雇用関係にある者のみならず、法人等と当該者との関係を実質的にみて、法人等の指揮監督下において労務を提供する関係にある者を含むと解されている。

RGBアドベンチャー事件（最判平成15年4月11日）は、いわゆる派遣プログラマーの作成したアニメーション図画が職務著作に該当するか否かが争われた事案において、「法人等と雇用関係にある者がこれに当たることは明らかであるが、雇用関係の存否が争われた場合には、…法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して判断すべきものと解するのが相当である」と判示している。また、同事件の差し戻し控訴審においては、①著作物を作成した者が、当該者の創作した著作物の出来高とは無関係に毎月一定額の支払いを受けていたものであったこと、②当該者に給与明細が交付されていたこと、③当該者はその対価の額、支払方法及びその名目に異議を述べたことがないこと、④当該者において事件の対象となったアニメーション図画以外に当該者が作成した図画についても報酬を請求したことがなかったことを認定したうえで、法人の従業員以外の外部の者について同要件の充足を認めている。

なお、SMAPインタビュー記事事件（東京地判平成10年10月29日）は、フリーライターが創作した記事について、同人らが出版社の指揮監督の下に職務上当該記事の作成業務に従事したものであり、その著作権が当初から出版社に帰属することを了解していることを理由として、職務著作に該当する旨判示している。かかる裁判所

の判断基準に鑑みれば、必ずしも「雇成型」の業務のみならず、フリーライターのような「委任型」「請負型」の業務に関する職務著作が成立しうることが前提とされているものと解される。

ただし、このような「委任型」「請負型」の業務に関して職務著作が認められるためには、法人等の発意、創作に至るまでの指揮監督は具体的になされていることが求められる（作花前掲書79頁）。

### (3) 法人等が自己の名義で公表するものであること(iii)

法人等の名義において実際に公表が行われた場合のみならず、未公表の著作物であっても、法人等により公表が予定されている場合や、公表が予定されていない著作物であっても、公表されるとすれば法人等の名義となるものも含まれると解されている<sup>2</sup>。

なお、名古屋地判平成7年3月10日（経理業務プログラム職務著作事件）は、「本件二次プログラムには、仮に公表するとすれば、原告（使用者）の名義で公表されるべき性質のものであるということが出来る。本件二次プログラムには、『AUTHER.T YASUI.』という記載があることが認められるが、そのような表記があることをもって、本件二次プログラムが被告（業務従事者）の名義で公表されるべきものであるとすることはできない」と判示し、著作物に担当者としての従業員名を付していたからといって直ちに著作者表示となるとは解されないことを示している<sup>3</sup>。

## 2 効果

著作権（著作者財産権）及び著作者人格権のいずれも使用者に帰属する。

なお、法人等には一般には人格的権利は認められないものであるところ、職務著作において著作者人格権を法人等に帰属させることの趣旨は、法人等において、①著作物の創作を行った者において職務著作に該当する著作物を公表することを防止することができること②著作物にどの者の氏名を付すかといった判断を付与するなど、著作物の自由な態様の利用を確保することができること③業務上の必要から、自ら著作物を改変する行為が妨げられないことなどの点にあるとされている（渋谷前掲書90頁以下）。

## 第4 原審の判断

---

<sup>2</sup> 東京高判昭和60年12月4日新潟鉄工事件は、『その法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの』には、公表は予定されていないが、仮に公表されるとすれば法人等の名義で公表されるものも含まれると解するのが、少なくともコンピューター・プログラムやその作成過程におけるワーキング・ペーパーに関する限り…相当である」

<sup>3</sup> 渋谷達紀「知的財産法講義Ⅱ 著作権法・意匠法」は、使用者名義で公表がされていない著作物については、著作物の利用態様などの諸般の事情を勘案して認定される所、上記要件(i)や(ii)の要件が充足される以上、著作物の名義が従業員等にあることが明らかなものを除き、上記(iii)の要件が満たされるものと判断されるものと解されることからすれば、上記(iii)の要件は形骸化された要件となっている旨述べている。

本件の原審裁判所は、以下の事情を勘案して本件写真の職務著作性を肯定した。

1 法人等の発意にもとづくものであること一争いなし

2 法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること

本件写真販売事業においては、「写真撮影から販売までを、(一審)被告の指揮命令の下、各関係者があらかじめ定められた役割分担に従い、それらの者が結合することにより組織的に行っているものであるということが出来る。すなわち、著作物の作成そのものである本件写真の作成について、撮影は(一審)原告がその準備した機材によってするものではあるが、その中から販売に適したものを選別し、印刷に付するのは(一審)被告の代表取締役たる)AらPCデータ班に属するものであり、昇華型プリンタによって画質の優れた写真を印刷することも、本件写真販売事業の特長として(一審)被告が発案したものである。そして、(一審)被告は昇華型プリンタ等の印刷機を準備した上、同プリンタの設定にあう画像サイズやカメラについても(一審)原告に具体的に指示し、また、…本件写真販売事業において(一審)原告の撮影した写真と別の者とが撮影した写真とではその構図に大きな違いはなく、そのことは本件撮影という創作活動に関する(一審)原告の裁量が必ずしも大きくないことを示している。このほか、本件業務の円滑な進行や収益確保の観点からも、撮影枚数等の作業の進め方に関して(一審)被告の具体的な指示が及んでいるし、(一審)原告は(一審)被告から補助的なものとはいえ本件撮影以外の作業の割り当ても受け、他の関係者と協力してこれを行っているのである。対価の額及び支払方法については、本件写真販売事業において写真撮影の仕事の出来高に応じた金額の変化はなく、仕事に従事した時間に応じた金銭が支払われていることから、労務の提供の対価と見ても差し支えないものということができる。」

「(一審)原告は、本件撮影は(一審)原告のカメラマンとしての知識と技術に基づいておこなわれたものであるから、(一審)原告と(一審)被告との間に指揮監督の関係はないと主張する。…確かに、…本件撮影には(一審)原告の職業写真家としての専門的知識や技量が生かされているということができ、(一審)被告も(一審)原告の技術に一定の期待をして(一審)原告に撮影を依頼したことは…明らかである。しかし、そのことが組織的業務性、指揮命令関係の存在と必ずしも矛盾するわけではないし、本件写真の構図等がもつばら(一審)原告の独創性に依拠したものといえないことは、すでに述べたとおりである。」

「このことに加えて、本件写真販売事業においては、撮影した走行写真の電子データを記録した媒体を走行会終了後にホームページ等での使用を許して無償で主催者側に交付することとされており、これは、本件写真が(一審)被告の著作物であることを前提とするものと解することができる。」

3 法人等が自己の名義で公表するものであること

「本件写真は縮小されたインデックス写真等として販売用テント前に展示されていて、これは多数の本件走行会参加者に提示されたものということができる…。上記公表のときには、本件写真販売事業のサービス名と本件写真販売事業の企画者としての（一審）被告の会社名が現に本件写真に付されていたものである。…被告会社名については、写真撮影者である（一審）原告の名義が一切付されていないことも併せ考えると、これは直接には企画者を示すものではあるけれども、本件写真についての対外的な責任の所在を示すものといつてよく、この表示をもって被告が自己の著作の名義の下に本件写真を公表したと解することができる。」

「ライコランド社（大会主催者）のホームページ等に（一審）原告が撮影者である旨表示されている…。しかし、…上記ホームページ等に（一審）原告が撮影者である旨表示されることになったのは、本件第1回走行会直前になって、（一審）原告からAに対し本件写真の電子データを販売する場合は必ず（一審）原告の『撮影クレジット』を入れるようにとの要求があった（ため、）…これは本件各走行会において本件写真販売事業を円滑に進めるための応急的な措置と理解することができるし、上記ホームページ等での本件写真の利用については（一審）被告が直接関与するものでもないから、そのことをもって（一審）被告が本件写真を（一審）原告の著作名義の下で公表するとの判断をしたとは到底いうことができない。」

## 第5 知財高裁の判断

本件の控訴審裁判所は、以下の事情を勘案して本件写真の職務著作性を否定した（以下鍵括弧内の判決文中における「控訴人」を「一審原告」、「被控訴人」を「一審被告」と書き換えた。）。

なお、同裁判所は、一審原告が本件写真の著作権者であることを認めた上で、本件写真販売事業に関連して本件写真データが複製され、譲渡されることに同意していたと認められること（複製権、譲渡権）、本件写真データが販売用テントにおいて販売用に展示されることは承諾していたと認められ、本件データが大会主催者のホームページ等に掲載された時点においては「まだ公表されていないもの（著作権法18条1項）」に該当するものでないこと（公表権）、大会主催者のホームページにおいて一審原告の撮影クレジットが掲載されたのは一審原告の要望によるものであり、一審原告の意に反する氏名の表示がなされたとは認められないこと（氏名表示権）、大会主催者のホームページ等において本件写真がサイズの縮小やトリミング加工がなされた状態で掲載されていることを認めるに足りる証拠はないとして（同一性保持権）、一審原告の各請求を退けている。

- 1 法人等の発意にもとづくものであること(i)一争いなし
- 2 法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること(ii)、及び法人等が自己の

名義で公表するものであること(iii)

「一審原告は一審被告の被用者ではなく、フリーのカメラマンとして個人で写真事務所を経営しているものであること、本件各走行会において一審原告は、本件写真販売事業においては一審被告（原文は「控訴人」となっているが、「被控訴人」の誤りであると思われる。）の一般的指揮の下に撮影を行ったが、撮影に当たってはプロのカメラマンとしてこれを実施したこと、…（本件写真をホームページ等への掲載につき）一審原告撮影のクレジット挿入を要求し、現にライコランド社（大会主催者）のホームページに掲載された本件写真には『PHOTO BY X』なる撮影クレジットが挿入されていること等の事実を認めることができ、これらを総合勘案すれば、一審原告は基本的には一審被告との契約に基づきプロの写真家として行動していた者であり、一審被告の指揮監督の下において労務を提供するという実体にあつたとまで認めることはできない。」

以上